

銀行	法施行規則第34条の26	三井住友 フィナンシャルグループ
銀行	持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1.	経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する 説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)以下この項において同じ)の経営管理に係る体制を含む)	31、33
2	資本金及び発行済株式の総数	116
	長年並及り発行がある。 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	110
٥.	①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	117
	②各株主の持株数	117
		11.
1	③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	
	取締役及び監査役の氏名及び役職名 会計監査人の氏名又は名称	32
J.	ムの面直入の氏行文は行物	/.
	<b>持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</b> 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭 31、33、34、38~4:
7.	銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
	①名称	40~43
	②主たる営業所又は事務所の所在地	40~43
		40~43
	- (4) ・ (4)	40~43
	⑤設立年月日	40~43
	⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40~43
	②銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40~43
	持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	+
	直近の事業年度における事業の概況	本編80~83
9.	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
		72
	②経常利益又は経常損失	72
	③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
		72
	⑤純資産額	72
	<ul><li>⑥総資産額</li></ul>	72
	②連結自己資本比率	72
	持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73~75、77~78
11.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	114
	②延滞債権に該当する貸出金	114
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	114
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	114
12	自己資本の充実の状況	133~181、184~197
	流動性に係る経営の健全性の状況	182~183
	連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	102
	銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第	10.
	193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
16.	連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	133
胡子	等に関する事項	349~352

銀行	テ法施行規則第19条の2(単体)	三井住友銀行
銀行	の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1.	経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあっては、当該銀行の子会社等(法第 21条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)の経営管理に係る体制を	20 20
2	含む)	38~39
۷.	付株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項   ①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	266
	②各株主の持株数	266
	②合体主の行体数 ③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	266
3	取締役及び監査役の氏名及び役職名	35~37
	・	228
	営業所の名称及び所在地	44~69
	当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	77 0.
0.	①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	55~56
	②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	55~56
<b>₽</b> 目∜=		
	の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)	資料編冒頭
	の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
	直近の事業年度における事業の概況	本編80~83
8.	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
		198
	②経常利益又は経常損失	198
	③当期純利益又は当期純損失	198
	④資本金及び発行済株式の総数	198
		198
		198
	⑦預金残高	198
	®貸出金残高	198
	⑨有価証券残高	198
	⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率) 	198
		198
	<u>⑫従業員数</u>	198
	直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	251
10.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
	①資金運用収支 	251
	②役務取引等収支	251
	③特定取引収支 	251
	<ul><li>④その他業務収支</li></ul>	251
11.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
	①平均残高 	251~252
	②利息 ————————————————————————————————————	251~252
	③利回り 	251~252
	④資金利ざや	265
12.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	253
	直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	265
	直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	265
15.	直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	255
	直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間 別の残高	256
17.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	257
18.	高ガラアルの下り次同 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	258
	直近の2事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高	
	及び支払承諾見返額	257、268
20.	直近の2事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	257

21.	直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	258
22.	直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	259
	直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	260
24.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	265
25.	直近の2事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	264
26.	直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期 社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	263
27.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	265
銀行	の業務の運営に関する次に掲げる事項	
	リスク管理の体制	本編68~71、7~20
	法令遵守の体制	本編72~73
	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	24~25
	法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方	21 20
51.	である指定紛争解決機関の商号又は名称	21
銀行	の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
32.	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	228~234
33.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	260
	②延滞債権に該当する貸出金	260
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	260
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	260
34.	自己資本の充実の状況	325~333、336~346
35.	流動性に係る経営の健全性の状況	334~335
36.	有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	239~240
37.	金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	241
38.	第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	242~245
39.	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	259
40.	貸出金償却の額	260
41.	銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	228
42.	単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	325
キロエ川・		252 254
	等に関する事項	353~356
	業務に関する事項	次小石田司
	信託業務の内容	資料編冒頭
44.	直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	100
		198
	②信託勘定貸出金残高	198
	③信託勘定有価証券残高	198
4 -	④信託財産額 本における信託業務の外辺を三さ指摘して次に担ばる東西	198
45.	直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	269
	①信託財産残高表(注記事項を含む)	
	②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	269
	③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高 ④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、 延帯債権 3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額益がにその合計額	269
	延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 ⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	270
	②信託期间別の金銭信託及び負別信託の几本残局 ⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	270
		270
	②金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	
	8金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 の切保の種類別(有価証券 唐梅 商品 不動産 保証及び信用の区分)の全銭信託等に係る貸出全株寛	271 271
	⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高 ⑩体会別(売供資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	
	⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	271
	①業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ②中小企業等に対する全銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	271 272
	②中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合  ②全学信託等に係る有価証券の番類別(団体・地方体・短期) は お信みが出するの他の証券の区分(の辞草)	
	⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	272

金融	機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)	三井住友銀行
1.	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	261~262
	<del> </del>	261~262
3.	要管理債権	261~262
	正常債権	261~262
	ENDRIC	
銀行	示法施行規則第19条の3(連結)	三井住友銀行
銀行	及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1.	銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、34
2.	銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
	①名称	40~43
	②主たる営業所又は事務所の所在地	40~43
		40~43
	- 1	40~43
	⑤設立年月日	40~43
	<ul><li>⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合</li></ul>	40~43
	⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に	
	上める割合 一	40~43
銀行	及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3.	直近の事業年度における事業の概況	本編29~43、2
4.	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
		198
	②経常利益又は経常損失	198
	③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	198
	<u> </u>	198
	<u> </u>	198
	<u> </u>	198
	⑦連結自己資本比率	198
	VENULA FIRE	130
銀行	及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5.	連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	199~201、203~204
6.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	260
	②延滞債権に該当する貸出金	260
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	260
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	260
7.	自己資本の充実の状況	274~309、312~324
8.	流動性に係る経営の健全性の状況	310~311
9.	連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	227
10.	銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	199
11.	連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	274
報酬	等に関する事項	353~356
+120/11	71CM 7 0 3-7%	
信訊	<b>元業法施行規則第43条第3項</b>	三井住友銀行
法第	50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1.	商号	2
2.	沿革及び経営の組織	2、38~39
	役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名	35~37
	信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地	273

10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況 本編80~83 法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 11. 負信別照法、損益計算書及び株主資本等変動計算書 228-234 12. 11.に掲げる書類について公認会計工以監査法人の監査を受けている場合にはその旨 228 法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本編44~51 228 法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本編44~51 23. 法第50条の2第1項の登録を受けた者の方式と、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における解産の状況に関する事項として次に掲げる事項 199~201、203~204 14. 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者と受けている場合にはその旨 199 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者と受けている場合にはその旨 199 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者と受けている場合にはその旨 199 15. 当該者及び海頂の登録を受けた者を連結子会社とする者と受けている場合にはその旨 73 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者と受けている場合にはその旨 73 法第50条の2第1項の登録を受けた者が返結の主意が表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	5. 営んでいる業務の種類	資料編冒頭
6. 唐沙の本学年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す情景として次に現分事項を担当した。	注第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項	
7. 西かり日本年年に下はする色配法第3条第3号に関げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す影響として次に開げる事項		273
①任託和議論 ②行託財産の報 ②打造の2年業年度における信託財産の根差 ②打造の2年業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項 ②打造の2年業年度における信託財産の機能でとの作数、元本務 ②打造の2年業年度における信託財産の機能でとの作数、元本務 ②打造の2年業年度における信託財産の機能でとの作数、元本務 ②打造の2年業年度における方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況 本編80~81 10. 信託法業3余第39号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況 本編80~81 法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 11. 信息対照表、指益計算点及び投土資本等支援計算点ではおける財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 12. 11に関する書類について公認会計ではびままえ、の監査を受けた者の経済であるとはよるの省 法第50条の2第1項の登録を受けた者の存的管理の状況に関する事項として次に掲げる事項 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者の存むを選択である。 199~201、203~204 14. 13.に関する事項として次に掲げる事項 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者の建立が3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 14. 13.に関する書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその省 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連絡子会社とする者(当該者を連絡子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、送業者及内間の登録を受けた者を連絡子会社とする者(当該者を連絡子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び間項の登録を受けた者を連絡子会社とする者(当該者を連絡子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者の表別項の登録を受けた者が法報23条の2第1項第2の報告を注意する事項が書を事項が書を事項が書を事項が書を表する事項でいて公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 法第50条の2第1項の登録を受けた者が法報23条の2第1項第1号に定める手稿業施基本契約を締結する措置を講する当該手様実施権本契約の相手方である指定配針事例決機関の商号又は名称 フループというに関する者と社会計画を制御の信息する対象となる会社の集団以下に持株会社プループ・フト・プレ・プというに関する者は会社と会計連続制御の信念れる会社との相当会が記入を表する会社の表しての目的を表する会社の表別では、表別では、日は対理を使用のおもじた原因 2 非住友 フループのうち、連結子会社の数型のに主要と連結子会社の数型の対理を用のいましているでは当該を確認のに含まれないもの及び持てませな事のの論をプレープに関するとはであるで会社を結ず期間に含まれないもの及び持てませな事項のの論をプレープに関するとはであるで会社が表別の内容 133 3 持権と対理のの確定がに主要と連結をの内容 133 3 持権と対理のの確定がに主要と連結をの内容 2 133 4 持ちと対しているで会社を表する会社の表別では同じなが定しているの表別で表別を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標とし	
②信託財産額 273 8. 局近の2年業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項 273 (小信託財産の経営との件数、元本額 273 (小信託財産の対別に関ロの状況 273 (小信託財産の対別に関ロの状況 273 (小信託財産の対別に関ロの状況 273 (小信託財産の対別に関ロの状況 273 (小信託財産の対別に関ロの状況 273 (小信託財産の対別に関する方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況に関する事項として次に掲げる事項 11. 貸信別財表、摂品計算等及び株士及本等変動計算書 228~234 12. 11.に掲げる書類について公認会計工又に駆自法人の账点を受けている場合にはその旨 228 法第50条の2第1項の費録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 273 (本稿4~51 (本語・58年の本の2第1項の費録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 284~24 13. 法第50条の2第1項の費録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 33. 法等50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の憲近の3事業年度における財産の公認がに関する事項として次に掲げる事項 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連括子会社等の適法関助財務、連結措益計算書及び連結株主資本等変勢計算器 799~201、203~204 14. 13.に掲げる書類について公認会計工又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者と観客を運動を考さ社とする場合能がよびに対する事項 199~201、203~204 14. 13.に掲げる書類について公認会計工又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社である場合を受けている場合にはその旨 73 法第50条の2第1項の登録を受けた者が表別23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調す 213 法第50条の2第1項の登録を受けた普が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調す 213 本第50条の2第1項の登録を受けた普が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調す 213 本第50条の2第1項の登録を受けた音が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調す 2133~136 日間と関本の構成に関する開示事項 133~136 「当時を社プループのうち、連結子会社の数立のに正さら記述に対する対象となる会社の集団以下1時株会社 7ループループ (資本の構成に関する開示事項) 133~136 「当日本の構成に関する開示事項の対策が表別である会社との相互会が対策を対する会社の実施的の対策が表別である会社との相互会が対策を対する会社の実施の対策を 133 より存を社で表示で表されるの数とが正式を対断に対する対策を対するのに対する会社を表示を表出をの用意を表しているの表に対する関連の対策となる会社の集のが同じの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	1977-1977-0-3-77	273
3 日本の2季業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項 273 (公民は財産受機会表 273 (公民は財産受機会表 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との件級、元本順 273 (公民は財産の機能)との特定との件数、元本 273 (公民は対策を関係の対策に関する事項として次に掲げる事項 274 (公民は対策を関係の対策に関する事項として次に掲げる事項 228 (公民は対策を関係の対策に関する事項として次に掲げる事項 228 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 228 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 228 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 228 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 本場44 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 273 (公民は対策に関する事項として次に掲げる事項 本場44 (公民は対策を関する事項として次に掲げる事項 273 (公民は対策を関する規定の状況に関する事項として次に掲げる事項 273 (公民は対策を関する場所の状況に関する事項として次に掲げる事項 199 (公民は対策を関する場所の対象に関する事項として次に掲げる事項 199 (公民は対策を関する場所の対象に関する事項として次に掲げる事項 199 (公民は対策を関する場所の対象を受けた者の基地の対象に関する事項として次に掲げる事項 199 (公民は対策を関する場所の対象を受けた者の基地の対象を関する場所を対策を関する場所を対策を関する場所を対策を関する場所を関する場所を関する場所を関する場所を関する場所を関する場所を関する場所を関する関係を関する関係に関する開充の対象を関する場所を関する場所を関する関係に関する関係に関する関係に関する関係の高等ではといる場所が対象に関する関係に関する関係に関する関係の対象に関する関係の高等ではといる場所が対象に対象に関する関係を対する関係といる場所が対象に対象に関する関係を関する関係といる場所が対象に対象に関する関係といる場所が対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に関する関係といる場所が対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	C.1210,1101	
8. 直近の2事実年度に利する信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	3.11.0.00	
①信託財産税義会 273 9. 信託財産の性類ごとの件数、元未額 273 10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況 本編80~83 法第50条の2第1項の整盤を受けた者の直近の3事業年度における財産が状況に関する事項として次に掲げる事項 11. 貸借対派表、提品計戸書及び株主資本等支動計算書と以社上資本等支勤計算書 228-234 12. 11に開げる書類について公認会計士又は新音法人の新音を受けている場合にはその行 本編44~51 子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者のでの公第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本編44~51 子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に開げる事項 本編44~51 子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に開げる事項 は、3. 法第50条の2第1項の登録を受けた者の上記音を受けている場合にはその行 法第50条の2第1項の登録を受けた者の連続合性が表す。連続手会社とする者を除くがいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者を連結子会社とする者と当該を持定は対象を関する事項として次に掲げる事項 199~201、203~204 に、当該者及び同項の登録を受けた者の連続合性の対象を連結合はその行 5. 当該者及び同項の登録を受けた者が造ま23条の2第1項の音報を受けた場がまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	<u> </u>	
②信託財産の程期ごとの件数、元本額 273 9、信託財産の分別に関ける方法によってする信託に係る手掛以外の業務の状況 本稿80~83 法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 1.1 資信別限志、指統計算書及び非社会を動計算書 228~234 1.2 11.1に掲げる書類について公談会計士又は転音法人の配置を受けている場合にはその旨 228 法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本稿44~51 7会計算を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 として次に掲げる事項 1.3 法第50条の2第1項の登録を受けた者の次の表別1項の登録を受けた者の方の第2項の登録を受けた者の方の第2項の登録を受けた者の方の第2項の登録を受けた者の方の集合にはその旨 1.3に掲げる書類について公談会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 1.99~201、203~204 1.3 に掲げる書類について公談会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 1.99~201、203~204 1.3 に掲げる書類について公談会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 1.5 当該者及び活現るの書類を受けた者の連続目信対解表、連結場計算書 1.99~201、203~204 1.5 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連続目信対解表、連結場計算書及び連結株主資本等変 1.35 当該を表別で対する物理を受けた者が法第23条の2第1項第書を受けている場合にはその旨 7.3~75、77~78 1.6 1.5 に掲げる書類について公談会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 7.3~75、77~78 1.6 1.5 に掲げる書類について公談会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 7.3~75、77~78 2.3 当該手機実施庭本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 7.3~75、77~78 2.3 当該手機実施屋本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 7.3~75、77~78 2.3 当該手機実施屋本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 7.3~75、77~78 2.3 当該手機実施屋本契約の信息を設定して対する状態を指定して次に関する状態を開意ないに関する構造を誘する大き、クイナンシャルクループ (定性のな関示する) 1.33 当時会社グリループに関する会社と会対連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違品をして原始してい原因 1.33 上特殊会社グループに関する会社であって会計連結範囲に含まれる会社との相違高及び当該相違の関立がに主要な業務の内容 1.33 上特殊会社グループに関する会社とのお連結範囲に含まれる会社との相違高及び当該相違のとした問因 7.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1.3 1		273
9 信託財産の分別管理の状況	<u> </u>	
法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項		273
11. 負債対照表、損益計算書及び検主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書 228~234 12. 11.2期パる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 228 法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本編44~51 行名財産の状況に関する事項として次に場ける事項 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の29年1項の登録を受けた者の連びの3事業年度における財産の29年1項の登録を受けた者の適近の3事業年度における財産の表別では、13と、場ける書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199~201、203~204 14. 13と、場ける書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199~215、当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連ば合業が異なりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		本編80~83
11. 負債対照表、損益計算書及び検主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書 228~234 12. 11.2期パる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 228 法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項 本編44~51 行名財産の状況に関する事項として次に場ける事項 13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の29年1項の登録を受けた者の連びの3事業年度における財産の29年1項の登録を受けた者の適近の3事業年度における財産の表別では、13と、場ける書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199~201、203~204 14. 13と、場ける書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199~215、当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連ば合業が異なりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	汁笠「クゑのウ笠」エラの窓廻を悪けた老の声にのク声器を座にむける肚奈の状況に思えて声頂してプロに思ばて声頂	
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨   本編44~51		220 224
法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項  本編44~51  子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の画近の3事業年度における財産の次況に関する事項として次に掲げる事項  13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書  199~201、203~204  14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連絡子会社とする者性診察者を連絡子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当認者及び同項の登録を受けた者も連絡子会社とする者性診察者を連絡子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当認者及び同項の登録を受けた者の進近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項  15. 当該者及び同項の登録を受けた者が変更が事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項  15. 当該者及び同項の登録を受けた者が表現33条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を関する当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称  21. 本の構成に関する開示事項  12. 本の構成に関する開示事項  13. 本の構成に関する開示事項  13. 本の構成に関する開示事項  13. 本の構成に関する開示事項  13. 本の構成に関する開示事項  13. 本の構成に関する関示事項  13. 本の構成に関する関示事項  13. 本の構成に関する関により連結目の選本となる会社の集団(以下持株会社 フルーブ)というに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社グループのうち、連結子会社の設並びに主要な事務の内容  13. 持株合社グループに属しる会社である主義主義を認り関連法人等の数、名称、質情対限表の総資産の額及び利用表の総資産の額及び利用表の総資産の額及び利用表の総資産の額及び利用産の認定に主要な業務の内容  13. 持株会社グループに属しる会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに関しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持体会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持体会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持体会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持体会社グループに属しない会社であるこ会計連結範囲に含まれないもの及び持衛を計算を記述を表め、質問対限表の総資産の額及び利用産の認定がに主要な業務の内容  13. 持株会社グループに属しる会社であるこれないもの及び持体会社グループに属しない会社であるこれないもの及び持体会社グループに属しない会社であるこれないもの及び持体会社グループに属しない会社との対しない会社と表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		
子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の適近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 13、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結資借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 199~201、203~204 14、13に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 199 法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 15、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 15、当該者及び活第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調する当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 21 本が表示の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を調する当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 21 本が成26年金融庁告示第7号第7条2項 フィナンシャルグループ (資本の構成に関する開示事項) 自己資本の構成に関する開示事項 133~136  「三井住友フィナンシャルグループ (定性的な開示事項) 25本の構成に関する開示事項 133~136 25井住友フィナンシャルグループ (定性的な開示事項) 26本の構成に関する場所を事項 1、持株自己資本比率告示第3条の規定により連続範囲に含まれる会社との相違点及び当談相通点の生じた原因 1、持株自己資本比率告示等条のの数では主要な連結子会社の表及び主要な業務の内容 1、持株自己資本比率告示等条の表の表の表の表の性で主要な連結子会社の表及び主要な業務の内容 1、持株自己資本比率告示等条の条の表の表の表の表となる会社の集団(以下1持株会社 グループ)というに関する会社であって会計連続範囲に含まれる企業券を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の弱及び純資産の開並びに主要な業務の内容 1、33 4、持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 1、33 5、持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 本編68~71	TZ.	
13 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項	本編44~51
199~201、203~204   199	子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
14. 13.に掲げる書類について公認会計上又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨  199  法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項  15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動		100 001 000 001
法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項 15. 当該者及び活第50条の2第1項の登録を受けた者の連結負債対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 73~75、77~78 16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 73 法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ず 21 平成26年金融庁告示第7号第7条2項 71 中株とは、「資本の構成に関する開示事項 133~136 日ご資本の構成に関する開示事項 133~136 日ご資本の構成に関する開示事項 133~136 日ご資本の構成に関する次に掲げる事項 1、持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループに入りに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 133 持株自己資本比率告示第3条の規定が適用される金融業券を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の部並びに主要な連絡子会社の名称及び主要な業務の内容 133 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業券を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の部及び純資産の部並びに主要な業務の内容 134 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 135 持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 136 日資本の充実度に関する評価方法の概要 本編68~71		
15 当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨 73 法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ず 21 平成26年金融庁告示第7号第7条2項 7+ナンシャルグループ (資本の構成に関する開示事項 133~136  平成26年金融庁告示第7号第7条3項 2+対とを 2・対して 3・対して 3・対し	法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動	
法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称  平成26年金融庁告示第7号第7条2項  「資本の構成に関する開示事項) 自己資本の構成に関する開示事項  133~136  平成26年金融庁告示第7号第7条3項  「定性的な開示事項) 連結の範囲に関する次に掲げる事項  1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ)という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  5. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額並びに主要な業務の内容  133  6. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  133  6. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  本編68~71	計算書	73~75、77~78
21	16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	73
平成26年金融庁告示第7号第7条2項       フィナンシャルグループ         資本の構成に関する開示事項       133~136         平成26年金融庁告示第7号第7条3項       三井住友フィナンシャルグループ         連結の範囲に関する次に掲げる事項       1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因         2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容       133         3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容       133         4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容       133         5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要       133         6. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要       本編68~71	法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	21
平成26年金融庁告示第7号第7条2項       フィナンシャルグループ         資本の構成に関する開示事項       133~136         平成26年金融庁告示第7号第7条3項       三井住友フィナンシャルグループ         連結の範囲に関する次に掲げる事項       1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因         2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容       133         3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容       133         4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容       133         5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要       133         6. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要       本編68~71		二十八方
自己資本の構成に関する開示事項	平成26年金融庁告示第7号第7条2項	
平成26年金融庁告示第7号第7条3項  (定性的な開示事項) 連結の範囲に関する次に掲げる事項  1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額並びに主要な業務の内容  5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  本編68~71	(資本の構成に関する開示事項)	
平成26年金融庁告示第7号第7条3項 (定性的な開示事項) 連結の範囲に関する次に掲げる事項  1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社 グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額並びに主要な業務の内容  5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  133  自己資本の充実度に関する評価方法の概要  本編68~71	自己資本の構成に関する開示事項	133~136
連結の範囲に関する次に掲げる事項  1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社 ブループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社ブループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  4. 持株会社ブループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社ブループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  5. 持株会社ブループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  133  6 自己資本の充実度に関する評価方法の概要  本編68~71	平成26年金融庁告示第7号第7条3項	
連結の範囲に関する次に掲げる事項  1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社 ブループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  2. 持株会社ブループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  4. 持株会社ブループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社ブループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  5. 持株会社ブループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  133  6 自己資本の充実度に関する評価方法の概要  本編68~71	(定性的な開示事項)	
1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 133 2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 133 3 3 3 5 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 133 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 本編68~71	1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社	133
3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 133 4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 133 5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 133 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 本編68~71		133
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容 5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 133 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 本編68~71	3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産	
容1335. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要133自己資本の充実度に関する評価方法の概要本編68~71	4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社	
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 133 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 本編68~71		133
	<del>-</del>	133
	自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編68~71
	持株会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続き及び体制の概要	本編68~71、7~19

## 信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 9~14、141~144、151 2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要 138 3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場 合にあっては、その理由を含む) 151 4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項 ①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合 144 ②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯 141 ③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要 (i) 資産区分ごとの格付付与手続 141~143 (ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制 143~144 (iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制 10~11 ④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 に定める事項 内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき 使用する内部格付手法の種類 151 151 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき 一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲 内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき 使用する内部格付手法の種類 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき 使用する内部格付手法の種類 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類 五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲 信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保 の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリ スクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 153 カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンタ -パーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む) 154 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項 1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 161 2. 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号まで(持株自己資本比率告示第232条第2項及び第280条 の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要 161 3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及 証券にはいき皆体を分がくお」というによります。 び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法 人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(当該持株会社グ ループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、 当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称 161 4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信 用補完等による自己資本への影響 162 5. 証券化取引に関する会計方針 162

6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	162
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	_
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額 に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14~17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	16、169
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	17~19
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む)	172
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項 ①当該手法の概要	17~19
② 保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む)	172
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	168
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式 第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	170
2. 金利リスクの算定手法の概要	170
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	173~177
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	178~179
日に食や比手が向上のエンスが、ファーの娘に使和食用が無效引上娘との左共次のその安然に関する説明	
日上貝本比平成向上のエクスが、クドーの語と座和貝目が派女司上語との左共及しての安凶に関する託明	三井住方
平成26年金融庁告示第7号第7条4項	三井住友 フィナンシャルグループ
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下	フィナンシャルグループ
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除	
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	フィナンシャルグループ
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除	フィナンシャルグループ
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別	フィナンシャルグループ 133 139 139
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別	フィナンシャルグループ 133
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別	フィナンシャルグループ 133 139 139
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別	フィナンシャルグループ  133  139  139  140  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項 (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った類の総額 信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項 1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別 2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別 3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定するこり以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させ	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140  140  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項  (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項  1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別  2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別  3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 (集2)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別  4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びぞれ以外のものの額	フィナンシャルグループ  133  139  139  140  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項  (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項  1. 次に掲げる事項  1. 次に掲げる事項  2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳  ①地域別  2. 業種別  3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高  4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する合 険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140  140  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項  (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った館の総額  信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項  1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別  2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別  3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権(同条第3項に規定するに険債権又は同条第4項に規定を30三円に規定するに険債権又は同条第4項に規定するこ円以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びぞれ以外のものの額	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140  140  140
平成26年金融庁告示第7号第7条4項  (定量的な開示事項) その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項  1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳 ①地域別 ②業種別 ③残存期間別  2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 ①地域別 ②業種別  3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高 4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する危力のを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	フィナンシャルグループ  133  139  139  139  140  140  140

第一項の国際統一基準持株会社のうち、1の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項

	の額(連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに②及び③に掲げる借対照表に計上されている額を控除した額をいう)	180
する額(デリバティラ 再構築コストの額(当 ト・エクスポージャ	(先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう)に関ず取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した 当該額が零を下回る場合にあっては、零とする)及びデリバティブ取引等についてカレン 一方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバテ の額の合計額をいう)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対 う)	180
	する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする)の合	180
	(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く)に関する額(取引の相手方に対する信用ポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの	180
	双引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央の他これらに類する事業を営む者を含む)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合	_
①金融機関等向け預金	及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む)	180
②金融機関等が発行しいう)の保有額	た有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式を	180
	形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約のができるものとし、零を下回らないものに限る)	180
(3.及び8.において[s 間取引に係る公正価	条第14項に規定する金融商品市場及び同条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場金融商品市場等」という)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期前値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る)	180
3. 金融機関等に対する債	務に関する次に掲げる事項の残高の合計額	
①金融機関等からの預	金及び借入金の額(コミットメントの未引出額を含む)	180
	形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約のができるものとし、零を上回らないものに限る)	180
及びカレント・エク	らないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額 スポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果 きるものとし、零を上回らないものに限る)	180
4. 発行済の有価証券の残	高	180
	度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他ステムを通じた決済の年間の合計額	180
6. 信託財産及びこれに類	する資産の残高	180
7. 直近に終了した事業年 価証券の引受けをいう	:度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有)の年間の合計額	180
高 	ないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残	180
	(動性が高いと認められるものを除く)の残高の合計額 	
①売買目的有価証券		180
②その他有価証券		180
	以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高	180
		101
1. 対外与信の残高		
<ol> <li>対外与信の残高</li> <li>対外債務の残高</li> </ol>	<b>こ掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。</b>	
1. 対外与信の残高 2. 対外債務の残高 <b>量的な開示事項は、前項</b> は		180
<ol> <li>対外与信の残高</li> <li>対外債務の残高</li> <li>量的な開示事項は、前項に</li> <li>成26年金融庁告示第</li> </ol>	7号第7条5項	180 180 三井住友 フィナンシャルグループ
<ol> <li>対外与信の残高</li> <li>対外債務の残高</li> <li>量的な開示事項は、前項は</li> <li>成26年金融庁告示第2</li> </ol>	7号第7条5項 高開示事項)	180
<ol> <li>対外与信の残高</li> <li>対外債務の残高</li> </ol> <b>量的な開示事項は、前項は</b>	7号第7条5項 る開示事項) 5開示事項	180

平成26年金融庁告示第7号第2条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	325~328
平成26年金融庁告示第7号第2条3項	三井住友銀行
(定性的な開示事項) 金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式 第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項 1. リスク管理の方針及び手続の概要	170、329
1. クスクロログリカ	170、329
貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	330~333
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	_
亚产27万全动产生二年7月年22万万	— 44 /2-t-AB/-
平成26年金融庁告示第7号第2条5項	三井住友銀行
(定量的な開示事項)	
定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
平成26年金融庁告示第7号第4条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	274~277
平成26年金融庁告示第7号第4条3項	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において 「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」と いう)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	274
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	274
3. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	274
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	274
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	274
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編68~71
連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	本編68~71、7~9
信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	9~14、141~144、
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	151、281、288 138、279
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	151、288
	131, 200
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額がEADの総額に占める割合	281
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	141、281
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	4.44 4.10
(i) 資産区分ごとの格付付与手続 (ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	141~143 143~144
(II) ハフターツー推引(FD、LGD)及UTADV)推引をいり)及UでV)快証体制	145~144

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	10~11
④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 に定める事項	
内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	288
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	288
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	_
一 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	_
三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲	_
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
- 使用する内部格付手法の種類	_
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	_
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	_
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	_
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
- 使用する内部格付手法の種類	_
一 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	_
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	_
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分 の範囲	
カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンタ ーパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	154、290
証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	161、295
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	295
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	161、295
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	162、295
5. 証券化取引に関する会計方針	162、295
6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	162、295
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係 る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14~17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	16、301
†ペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	17~19
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあ	17 13
っては、各手法の適用範囲を含む)	302

3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	17~19
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を 含む)	302
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	168、300
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式 第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	170、302
	170、302
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	303~306
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	307~308
平成26年金融庁告示第7号第4条4項	三井住友銀行
(定量的な開示事項)	
その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	274
信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く) に関する次に掲げる事項	
1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
	279
②業種別	279
③残存期間別	280
2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第 3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別	280
②業種別	280
3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	281
4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	281
次の1又は2に掲げる銀行の区分に応じ、当該1又は2に定める額	
1. 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	_
2. 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を 算出することをいう)が適用されるエクスポージャーの額	287
(定量的な開示事項) 定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	
平成26年金融庁告示第7号第4条5項	三井住友銀行
(連結レバレッジ比率に関する開示事項)	
連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	309
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	_

平成27年金融庁告示第7号第7条	三井住友 フィナンシャルグループ
・ (銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)	· ·
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	182
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	182
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	182
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16~17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16~17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16~17
平成27年金融庁告示第7号第2条	三井住友銀行
(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	224
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	334
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	334
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	334
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	334
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
単体流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16~17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16~17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16~17
平成27年金融庁告示第7号第4条	三井住友銀行
(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)	
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	310
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	310
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	310
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	310
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	311
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16~17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16~17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16~17